

厚生労働大臣が定める施設基準の届出に係る手術の実施件数 (2025年1月～12月)

当院で昨年中に実施した厚生労働大臣が定める施設基準の届出に係る手術の件数は次のとおりです。

手術名	手術の件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	49
黄斑下手術等	186
鼓室形成手術等	13
肺悪性腫瘍手術等	52
経皮的カテーテル心筋焼灼術	210
靭帯断裂形成手術等	13
水頭症手術等	76
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術	61
子宮付属器悪性腫瘍手術等	29
上顎骨形成手術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	1
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	6
母指化手術等	1
内反足手術等	0
食道切除再建術等	7
同種腎移植術等	0
胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術	978
人工関節置換術	161
乳児外科施設基準対象手術	2
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	123
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	201
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	306
(再掲)経皮的冠動脈形成術	
・急性心筋梗塞に対するもの	12
・不安定狭心症に対するもの	15
・その他のもの	29
(再掲)経皮的冠動脈粥腫切除術	6
(再掲)経皮的冠動脈ステント留置術	
・急性心筋梗塞に対するもの	34
・不安定狭心症に対するもの	39
・その他のもの	171
大腿骨近位部骨折後48時間以内手術	20

病 院 長

令和8年1月
担当:医事課